業務委託契約書

株式会社アシロ少額短期保険(以下「甲」という)と、株式会社○○(以下「乙」という)とは、甲への業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 (目的)

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をは かることを目的とする。なお、委託業務遂行に関する事務取扱項目については、本契約の各 条項で定める他、甲乙協議の上取り決めるものとする。

第2条 (業務の内容)

甲は、次に定める業務(以下「委託業務」という)の全部または一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- 1 甲の取扱商品に関する広告チラシ等の配布およびそれに付随する一切の業務
- 2 その他甲乙協議の上決定された業務 なお、甲または乙は、必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更および追加 等を行うことができるものとする。その場合、甲乙協議の上、委託業務の内容、実施方 法、業務委託料などを改めて決定するものとする。

第3条 (注意義務)

乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への委託業務係る業務指示等に基づき善良なる管理 者の注意を持って委託業務を遂行するものとする。

第4条 (再委託の禁止)

乙は、甲との書面による事前の承諾がなければ、委託業務の全部または一部について、第三 者に再委託することはできないものとする。

第5条(業務委託料および支払方法)

甲は委託業務に係る業務委託料を乙に支払うものとし、その金額については、別紙のとおりとする。

- 2. 経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となった時には、甲乙協議の上、これを改定できるものとする。
- 3. 第1項の業務委託料は、毎月末締め切り翌月末日支払いとし、甲は、乙が別途指定する口座に業務委託料を振り込んで支払うものとする。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

第6条(資料等の貸与・保管・返却・破棄)

甲は、委託業務の遂行上必要な資料等を(以下「資料等」という)を乙に貸与し、また 委託

業務遂行上必要な情報を告知するものとする。

- 2. 乙は甲より貸与された資料等の善良な管理者の注意を持って保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 3. 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 4. 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または破棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条(秘密保持)

甲および乙は、本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た双方の技術 上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有 効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

第8条 (事故処理)

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

2. 本契約に基づく委託業務以外についての損害補償請求ならびに第三者からの苦情や請求 については、甲の責任と負担により解決するものとし、乙は責任を負わないものとす る。

第9条(反社会勢力の排除)

甲および乙はそれぞれ、現在、自社ならびに自社の取締役、執行役および監査役(以下、本条において「役員」という。)が次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、次の号のいずれにも該当しないことを確約する。

- 1 暴力団
- 2 暴力団員
- 3 暴力団準構成員
- 4 暴力団関係企業
- 5 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- 6 その他前各号に準ずる者
- 2. 甲および乙はそれぞれ、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - 1 暴力的な要求行為
 - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3 委託事務に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 4 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - 5 その他前各号に準ずる行為
- 3. 甲および乙のいずれか一方の当事者が、前2項各号のいずれかに該当(その役員が該当する場合を含む。)し、または前2項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手がたから文書による解約の通知を受けた場合には、当該通知において指定された日に本契約は失効するものとする。なお、この場合において甲または乙が発する解約の通知は、相手方に対する直近の届出住所に通知することにより、通常到達すべきときに到達したものとする。
- 4. 前項により解約通知を受けた一方の当事者は、本契約の失効により生じた損害について相手方になんらの請求をしない。ただし、相手方からの損害賠償の請求は妨げない。
- 5. 本条第3項の規定により本契約が失効する場合、本契約は将来に向かって効力を失うものとする。

第10条(損害賠償)

甲および乙は、本契約の履行に関し、甲または乙が重大な損害を被った場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において損害賠償を相手方に請求できるものとする。

第11条(不可抗力)

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は、甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第12条(解約)

甲およひ 、乙は、本契約期間中て、あっても、1ヶ月前の予告期間をもって本契約を解

約することか "て "きるものとする。

2. 前項に基つ 、く解約については、甲およひ、乙は相手方に対しその事業に損害か、生し、ないよう

配慮するものとする。

3. 甲およひ ^{*}乙は、相手方について次の事実か ^{*}あったときは、催告を要せす ^{*}本契約を解除し、

債務全額について期限の利益を失わせ、債務全額の支払を求めることか "て "きる。

- (1) 個々の債務の一つについて期限に支払わなかったとき
- (2) 手形または小切手につき一回て "も不渡りを発生させたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立か "なされたとき
- (4) 公租公課につき滞納処分のあったとき
- (5) 甲およひ 、乙の株式の過半数か 、他に譲渡されて、実質上の経営者か 、変わったとき
- (6) 前号の他、合併、営業譲渡等、重大な組織変更のあったとき
- (7) 本契約上の甲およひ 、乙の地位を第三者に譲渡し、あるいは経営を委任したとき
- (8) その他本契約に違反したとき

第13条 (契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から 2025 年**3**月**31**日迄とする。たた *し有効期間満了迄に、甲乙いす *れから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに6ヶ月延長されるものとし、以後も同様とする。

第14条(協議事項)

本契約に定めのない事項およひ *本契約各条項の解釈に疑義か *生し *た場合は、甲乙互いに信義誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

第15条(合意管轄裁判所)

本契約に関して紛争か *生し *た場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、甲乙間に契約か ゛成立したのて ゛、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。なお、当事者か ゛別途合意した場合、以上の内容の合意を書面によらす ゛電磁的方法により 締結することとし、その証として、当事者間て ゛署名捺印に代わる電磁的処理を施した電磁的記録を作成の上、各自保管するものとする。

2024年12月20日

甲:愛知県名古屋市中区丸の内三丁目8番10号 株式会社アシロ少額短期保険 代表取締役 山田 亮一

Z:00 00

《別紙》

【第5条関連】業務委託料関連

1. 業務委託料

業務委託料は、以下のとおり算出するものとします。

乙から甲へ提供された顧客情報に基づき、

- (i) 見込顧客が個人事業主の場合:見込顧客と甲の少額短期保険契約1件につき 3,000円
- (ii) 見込顧客が法人の場合:見込顧客と甲の少額短期保険契約1件につき10,000円

2 . 支払方法

弊社は、業務委託料を毎月末日に締め、翌月末日までに貴社の以下の銀行口座に振込により支払うものとします。なお、振込手数料は弊社の負担とします。

銀行名	00	支店名	00
口座種別	00	口座番号	00
口座名義	00		

以上